

2. 金融商品取引法第 37 条に定める事項の表示

以下の記載は、金融商品取引法に基づく表示内容です。

商号等： PAGインベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 612 号
第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業

当社が加入する協会等について： 一般社団法人日本投資顧問業協会

ご留意事項：

金融商品取引を行うにあたっては、各商品等に所定の手数料や諸経費等(たとえば、投資一任契約のお取引の場合には、事前にお客様と合意した手数料率の手数料および消費税等)をご負担いただく場合があります。

また、すべての金融商品にはリスクがあり、国内外の政治・経済・金融情勢、為替相場、株式相場、商品相場、金利水準等の市場情勢、発行体等の信用力、その他指標とされた原資産の変動等により、多額の損失が生じるおそれがあります。

なお、金融商品毎に手数料や諸経費等およびリスクは異なりますので、当該金融商品の契約締結前交付書面や契約締結時交付書面またはお客様向け資料をよくお読みください。(お客様が特定投資家の場合、金融商品取引法第 45 条に基づき、適用を除外される場合があります。)